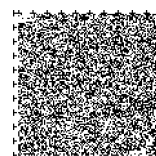
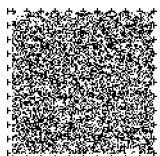


# 資料編

---





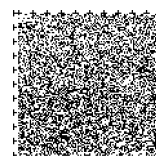
## 1 策定経過について

---

本計画の策定にあたっては、障がい者団体や障がい福祉サービス事業所、行政機関など障がい者を取り巻く様々な関係者により組織する「市原市障がい者自立支援協議会」が中心となり、市役所内の関係部署により組織する「市原市障がい者基本計画庁内検討会議」とともに、その策定作業を行いました。

同協議会による具体的な策定に向けた取り組みとしては、まず、同協議会の下部組織である「相談支援部会」「サービス支援部会」「就労支援部会」の3つの専門部会において、障がい当事者などの関係者を招いてニーズ聴取・意見交換を行う「ネットワークミーティング」の開催やアンケート調査の実施などにより、各部会ごとにそれぞれ所管するテーマについての現状把握や課題整理に取り組みました。

その後は、同協議会の会長・副会長および各専門部会の部会長・副会長により組織する「計画進行管理部会」が中心となり、市役所内の関係課により組織する「庁内検討会議作業部会」とともに前計画の評価・検証作業を行った上で、これまで各専門部会において取り組んだ現状把握・課題整理の成果や、市内の障がい者3,000人、一般市民500人を対象に実施したアンケートの結果などをもとに、本計画の具体的な骨子、素案づくりを進め、市民へのパブリックコメントの実施およびタウンミーティングの開催を経て、計画策定に至ったものです。



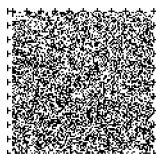
## 自立支援協議会との協働による主な策定経過

日 程	内 容
平成 23 年	
2月2日	第1回ネットワークミーティング開催〔サービス支援部会〕 障がい者団体を招きニーズ聴取・意見交換
2月15日 ～3月1日	障がい者就労に関するアンケートの実施〔就労支援部会〕 障がい者団体や事業所、特別支援学校等を対象に実施
3月18日～28日	総合相談窓口に関するアンケートの実施〔相談支援部会〕 障がい者団体や事業所、特別支援学校等を対象に実施
5月10日	第1回自立支援協議会（全体会）開催 策定作業、スケジュール等の共有、確認
6月20日	第2回ネットワークミーティング開催〔サービス支援部会〕 居住系サービスの関係者を招きニーズ聴取・意見交換
6月27日	第3回ネットワークミーティング開催〔サービス支援部会〕 日中活動系サービスの関係者を招きニーズ聴取・意見交換
7月14日	第4回ネットワークミーティング開催〔サービス支援部会〕 訪問系サービスの関係者を招きニーズ聴取・意見交換
7月20日、21日	第1回、第2回計画進行管理部会開催 庁内検討会議作業部会（庁内関係課27課）との合同開催による現計画の評価・検証作業
8月30日	第2回自立支援協議会（全体会）開催 現計画の評価・検証の最終調整
9月1日～15日	市民アンケートの実施 障がい者3,000人、一般市民500人を対象に実施
10月18日	第3回計画進行管理部会開催 骨子の検討作業
12月19日	第3回自立支援協議会（全体会）開催 骨子の最終調整
平成 24 年	
1月24日	第4回計画進行管理部会開催 素案の検討作業
1月25日	自立支援協議会全委員への意見照会 素案の最終調整
3月1日～15日	パブリックコメントの実施
3月11日	タウンミーティング開催

ニーズ調査・現状把握  
前計画の評価・検証

骨子・素案の検討

最終調整

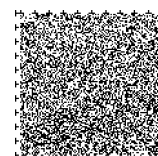


## 市原市障がい者自立支援協議会委員名簿

(任期：平成22年4月1日～平成24年3月31日)

専門 部会	役 職	所 属 等	氏 名
計 画 進 行 管 理 部 会 ( )	会長	元淑徳大学総合福祉学部	伊藤 鉄夫
	副会長	中核地域生活支援センター(いちほら福祉ネット)	大戸 優子
	相談支援部会長	ふる里学舎 静風荘	飯田 俊男
	相談支援副部会長	市原地域生活支援センターはばたき	阿部 康代
	サービス支援部会長	市原市知的障害者福祉施設協議会	伊東 朝美
	サービス支援副部会長	公募	辰己 鐵次郎
	就労支援部会長	市原市心身障害者福祉団体連絡協議会	佐藤 通安
	就労支援副部会長	千葉県立市原特別支援学校	松本 恭子
相 談 支 援 部 会	委員	公募	五十嵐 としみ
	委員	社会福祉法人 宝樹(太陽の丘ホーム)	大野 素子
	委員	市原市医師会	小河 直之
	委員	社会福祉法人 市原市社会福祉協議会	青柳 久豊
	委員	手をつなぐ親の会	田口 敏子
	委員	市原市障害者介護給付費等審査会	長谷川 眞砂子
	委員	千葉県市原健康福祉センター	細谷 るみ子
サ ー ビ ス 支 援 部 会	委員	肢体不自由児者父母の会	久保 明子
	委員	社会福祉法人 九曜会(ぼれぼれ)	辰己 陽治
	委員	ろうあ協会	時田 始
	委員	有限会社ケイ・ティ・サービス	船津 順子
就 労 支 援 部 会	委員	NPO法人みち(こすもす工房)	佐々木 武男
	委員	公募	平田 常時
	委員	千葉障害者就業支援キャリアセンター	藤尾 健二
	委員	市原商工会議所	道山 茂洋
	委員	千葉県発達障害者支援センター	與那嶺 泰雄

計画進行管理部会は、会長・副会長および各専門部会(相談支援部会・サービス支援部会・就労支援部会)の部会長・副部会長の計8名から構成される専門部会で、本計画策定作業における中心的な役割を担いました。



## 2 用語の解説

---

### あ 行

---

#### アクセシビリティ

様々な製品、建物やサービスなどの使いやすさの度合いを示す言葉。高齢者・障がい者などを含む誰もが支障なく利用できるような場合に「アクセシビリティが高い」などと用いる。

#### アスペルガー症候群

発達障がいの1つで、一般的には「知的障がいが無い自閉症」とされている。他の人との社会的関係を持つこと、コミュニケーションをすること、想像力と創造性、の3分野に障がいを持つことで診断される。

#### NPO

NPOとは「Non-Profit Organization」の略で、民間非営利活動組織(団体)。日本では、「市民が自主的に組織・運営する営利を目的としない市民活動組織」という意味で用いられる。

#### 音声コード

印刷物に掲載された縦横約2センチのコードで、専用の読み取り機を用いることによって、印刷物の中の文字情報を高齢者や視覚障がい者のために音声や点字などで出力することができる。音声コードは、縦横二方向の情報を持つため、大量の情報を掲載することができる。

### か 行

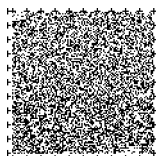
---

#### 学習障がい(LD)

発達障がいの1つで、「Learning Disabilities」の略。全般的な知的発達には著しい遅れは伴わないが、学習や対人関係に困難を示す障がい。

#### 基幹相談支援センター

障がいのある人およびそれに準じる人を対象とする地域の相談支援の拠点として、一般的な相談のほか、困難ケースへの対応、虐待防止、人材育成、ケアプラン(サービス等利用計画)の内容確認等を行うセンターのこと。



## グループホーム・ケアホーム

病気や障がいなどで日常生活の自立に困難のある人たちが、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数で共同して地域社会に溶け込んで生活する形態。グループホームは、利用者間の支え合いやスタッフの援助により生活自立力の維持・向上を目指す。またケアホームは、より障がいの重い人の介護等を行う。

## ケアマネジメント

障がいのある人（子どもを含む）とその家族の意向を踏まえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う技術方法の一つ。

## 権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

## 高機能自閉症

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心がせまく特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

## 広汎性発達障がい

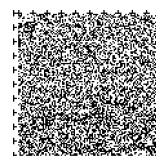
略称はPDD（Pervasive Developmental Disorders）、社会性や意思疎通の発達異常、興味・関心の範囲がせまい、反復行動、想像力の未発達などの特徴を持った障がいのことを指す。自閉症、レット症候群、アスペルガー症候群、特定不能の広汎性発達障がいなど。

## さ 行

---

### 自閉症

発達障がいの1つで、脳の情報機能に障がいがあると推定されており、コミュニケーションの困難さ（言葉の遅れを含む）、社会的・対人関係の困難さ、活動や興味の範囲がせまく、変化に対する不安や抵抗（こだわり）の3つの特徴がみられる。



## 重症心身障がい

障がいの種別にかかわらず2つ以上の障がいのある「重複障がい」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複する場合に限って使われる名称。

## 障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律（平成5年施行）。

## 障害者自立支援法

身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がいの種類ごとに分かれていた障がいのある人の福祉サービスを一元化するとともに、公平かつ十分なサービス提供を行うことにより、障がいのある人がその特性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する法律（平成18年施行）。

## ジョブコーチ（職場適応援助者）

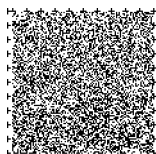
障がいのある人が就労する際に一緒に職場に出向いて様々な支援をする援助者、またはその制度のことを言う。障がいのある人の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚に助言を行い、障がいの状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行う。

## 自立支援協議会

地域における障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者および関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの。

## 成年後見制度

知的障がいや精神障がい、発達障がい、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。





## た 行

---

### 注意欠陥多動性障がい (ADHD)

「Attention Deficit Hyperactivity Disorder」の略で、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力の欠如、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業に支障をきたすものを言う。

### 特別支援教育

従来「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの必要に応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

## な 行

---

### 難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残すおそれがある病気を言う。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。具体的には「筋萎縮性側索硬化症 (ALS)」「潰瘍性大腸炎」「網膜色素変性症」「全身性エリテマトーデス」「ベーチェット病」「脊髄小脳変性症」「悪性関節リウマチ」「パーキンソン病」などが挙げられる。

### 日常生活自立支援事業

知的障がいや精神障がい、発達障がい、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人について、地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助する事業。

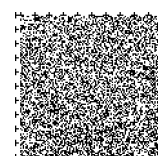
## は 行

---

### 発達障がい / 発達障害者支援法

発達障害者支援法は、発達障がいを早期に見出し、発達支援を行うことや、学校教育において発達障がい者の支援、発達障がい者の就労の支援を行うことにより、発達障がい者の自立および社会参加を図るための法律（平成17年施行）。

発達障がいの定義は、同法第2条において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。



## バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア=Barrier)となるものを除去(フリー=Free)するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

## 福祉的就労

生産活動に参加することを目的として行う就労であり、労働法規が適用されないものを言う。賃金ではなく「工賃」が支払われ、法的には労働契約に基づく労働者として認められていない。

## 補装具

身体機能の障がいによる困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。盲人用安全杖、補聴器、車いすなどがこれに含まれる。

## ら 行

---

### ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を言う。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死などそれぞれの段階に応じた節目となるできごとを経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられる。

### 療育

心身に障がいのある児童(障がい児)について、早期に適切な治療等を行い、障がいの治癒や軽減を図りながら育成することを言う。

